

# 『津波危機管理対策緊急事業』の創設(海岸省庁共同)

## 【目 的】

津波に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。

## 【内 要】

一連の防護区域を有する海岸において、地方が作成する津波危機管理対策緊急事業計画に基づき、5年以内に、以下の対策を総合的に実施する。

水門等の自動化・遠隔操作化等  
 津波防災ステーションの整備  
 堤防護岸の補修  
 津波ハザードマップ作成支援  
 (耐震調査、浸水想定区域調査等)

津波情報提供施設の設置  
 避難対策として管理用通路の整備  
 避難用通路の設置

施策の主な特徴は以下の通り。

- ・ 複数省庁で所管する一連海岸については、海岸法第40条第2項の規定により単独の主務大臣とし、地方に予算を一括配付するとともに、統合補助金制度を導入し、海岸管理者が同一の場合は、異なる計画地区間においても流用を可能とすることで、地方の裁量性・自主性を大幅に拡大。
- ・ 海岸管理者が要望する場合は、単独の主務大臣が複数の一連海岸を担当。

